

青森都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中 1・3・1号諏訪沢三内線ほか1路線を次のように変更する。
 都市計画道路中 3・4・7号川端通り線を 3・5・15号川端通り線に名称を改め、次のように変更する。
 都市計画道路中 3・4・9号図書館通り西田沢線を 3・4・9号図書館通り新町線に名称を改め、次のように変更する。
 都市計画道路中 3・3・9号西上古川篠田線、 3・5・9号油川新城線、 3・5・14号野木和公園通り線、 3・6・8号浅虫山の手通り線を廃止する。

種別	名称		位置			主な経過地	区域	構造形式	車線の数	幅員	造	備考			
	番号	路線名	起点	終点	延長										
自動車専用道路	1・3・1	諏訪沢三内線	青森市大字諏訪 沢字松代	青森市大字岩渡 青森市大字熊沢	約15,920m	青森市大字 戸山、輸入、 大野、三内	約1,720m	嵩上式	4車線	23.5m	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造				
			青森市大字諏訪 沢字松代	青森市大字野田	約1,720m										
	構造形式の内訳			青森市大字諏訪 沢字野田	青森市大字戸崎 青森市大字宮井	約870m		地下式			9m x 2				
				青森市大字戸崎 青森市大字宮井	青森市大字細越 青森市大字栄山	約9,390m									
				青森市大字安田 青森市大字近野	青森市大字三内 青森市大字丸山	約510m									
						約3,430m									
	その他			なお、青森市大字諏訪沢字松代地区内に出口1箇所・入口1箇所、青森市大字三本木字扇沢地区内に出口1箇所・入口1箇所、青森市大字荒川字成瀬地区内に出口1箇所・入口1箇所を設ける。											
				3・2・3	外環状線	青森市大字原別 青森市大字遠山	青森市大字新城 青森市大字山田	約18,110m	大字大野	約1,000m	掘割式	4車線	13.25m x 2		
						青森市大字原別 青森市大字遠山	青森市大字矢田 青森市大字浅井	約590m							
				青森市大字荒川 青森市大字成瀬	青森市大字大野 青森市大字前田	約680m		地下式			9m x 2				
			青森市大字安田 青森市大字近野	青森市大字三内 青森市大字丸山	約1,000m		掘割式			27~80m					

構造形式の内訳		青森市大字三内 字丸山	青森市大字三内 字沢部	約410m	嵩上式		27m				
		青森市大字新城 字平岡	青森市大字新城 字平岡	約3350m	掘割式		27m				
		青森市大字新城 字平岡	青森市大字新城 字山田	約370m	嵩上式		27m				
				約14,710m	地表式		13.25m × 2、 27m、 28m	自動車専用道路と立体交差 2箇所 幹線街路3・4・15号と 立体交差 幹線街路と平面交差 9箇所			
3・3・2		青森駅通り台 浦線	青森市新町一丁目	青森市茶屋町	本町五丁目 青柳二丁目	約2,880m	地表式	2車線	25m	幹線街路と平面交差 13箇所	
3・3・3		合浦公園通り 戸山線	青森市浪打一丁目	青森市大字戸山 字赤坂	佃二丁目、 中佃二丁目、 南佃二丁目、 大字浜館、 駒込	約4,970m	地表式	4車線	25m	J R東北本線との立体交差 1箇所 自動車専用道路と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 7箇所	
3・3・5		漁港大通り幸 畑線	青森市港町二丁目	青森市大字幸畑 字阿部野	栄町一丁目、 花園一丁目、 古館	約4,930m	地表式	4車線	25m	J R東北本線との立体交差 1箇所 自動車専用道路と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 10箇所	
3・3・6		十和田通り線	青森市本町三丁目	青森市大字野尻 字今田	本町一丁目、 中央四丁目、 大字浜田	約4,840m	地表式	4車線	22m	J R東北本線との立体交差 1箇所 自動車専用道路と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 13箇所	
車線数の内訳		4車線		約4,230m							
		2車線		約610m							
3・3・8		八甲通り線	青森市安方一丁目	青森市古川三丁目	新町一丁目、 古川二丁目	約1,100m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面交差 7箇所	
3・4・1		浦島造道線	青森市大字野内 字浦島	青森市造道三丁目		約4,830m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 4箇所	
3・4・3		蛸貝八重田線	青森市青柳一丁目	青森市はまなす 二丁目	青柳、勝田、 桜川、小柳、 はまなす	約6,360m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差 13箇所	

幹線街路

3・4・9	図書館通り新町線	青森市新町二丁目	青森市新町一丁目	古川一丁目、久須志四丁目、大字浪	約980m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差 6箇所
3・4・11	安方浪館線	青森市安方一丁目	青森市大字安田字近野		約4,560m	地表式	2車線	16m	J R東北本線及びJ R貨物線との平面交差各1箇所 幹線街路と平面交差9箇所
3・5・3	野内東岳線	青森市大字野内字菊川	青森市大字馬屋尻字清水流		約1,000m	地表式	2車線	12m	J R東北本線との立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所
3・5・4	堤町通り浜田線	青森市堤町二丁目	青森市大字浜田字玉川	松原、奥野	約2,820m	地表式	2車線	15m	J R東北本線との立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所
3・5・15	川端通り線	青森市港町二丁目	青森市栄町一丁目	港町一丁目、茶屋町	約540m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 4箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

- 青森県国土整備部都市計画課
- 青森市都市整備部都市政策課

2 閲覧期間

平成二十二年十一月二十五日から同年十二月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により浪岡都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十二月二十日 午前十時から

二 開催の場所

青森県庁西棟七階B会議室 青森市長官一丁目の一

三 案件

浪岡都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」といふ。）

四 公述の申出等

- 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならない。
- 公聴会に出席して意見を述べることをご希望する者は、青森市の区域内に住所を有する者とする。

- 3 書面の提出期限
平成二十二年十一月八日までに到着のよう。
- 4 書面の提出先
青森県県土整備部都市計画課 青森市柳川二丁目1の1

- 5 公述人の選定
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。
- 5 都市計画図関係の取扱い

浪岡都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中3・4・3号花岡女鹿沢線ほか2路線を次のように変更する。
都市計画道路中3・4・2号若松沖港線、3・5・2号平川北中野線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主経過地		延長	構造形式	車線の数	
幹線街路	3・4・3	花岡女鹿沢線	青森市浪岡大字女鹿沢字野尻	青森市浪岡大字女鹿沢字東花岡	大字女鹿沢大字西花岡	約1,320m	地表式	2車線	16m	地表式の区間における鉄道等との交差の構造
			大字女鹿沢字平野	大字女鹿沢字東花岡		約480m	高上式		26m	
幹線街路	3・5・6	館野松山線	青森市浪岡大字杉沢字山元	青森市浪岡大字五本松字平野	大字五本松字羽黒平	約4,150m	地表式	2車線	12m	JR奥羽本線、自動車専用道路東北縦貫各1箇所と立体交差、幹線街路と平面交差3箇所
			車線数の内訳			4車線 2車線		約640m 約3,510m		
幹線街路	3・6・1	東種本八幡宮線	青森市浪岡大字女鹿沢字東種本	青森市浪岡大字浪岡字岡田	大字浪岡字若松	約1,350m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面交差3箇所
			車線数の内訳			4車線 2車線		約640m 約3,510m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

- 六 都市計画図関係の取扱い
都市計画図変更案は、次のとおり閲覧し、其の旨を認覧場所
- 1 認覧場所
青森県県土整備部都市計画課

- 2 認覧期間
平成二十二年十一月十一日～二十五日（土）の各日午後二時～八時
- 3 認覧期間
認覧期間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

（弘前市）平成二十二年十二月二十日 午後六時三十分から

（平川市）平成二十二年十二月二十一日 午前十時から

（藤崎町）平成二十二年十二月十七日 午後二時から

（大鰐町）平成二十二年十二月十四日 午前十時から

（田舎館村）平成二十二年十二月二十二日 午後二時から

二 開催の場所

（弘前市）弘前市役所二階大会議室

（平川市）弘前市大字上白銀町一の

平賀農村環境改善センター多目的ホール

（藤崎町）平川市新館野木和二〇の一

（藤崎町）藤崎町役場三階中会議室

（大鰐町）南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

（大鰐町）大鰐町中央公民館一階研修室

（大鰐町）南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田五一の八

（田舎館村）田舎館村役場庁舎三階委員会室

（田舎館村）南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻二二三の一

三 案件

弘前広域都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならない。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、弘前市、平川市、藤崎町、大鰐町及び田舎館村の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

（弘前市）平成二十二年十二月十五日までに到着のこと。

（弘前市以外）平成二十二年十二月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の

弘前市都市計画課 弘前市大字上白銀町一の

平川市都市計画課 平川市柏木町藤山二五の六

藤崎町建設課 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

大鰐町建設課 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五の三

田舎館村建設課 南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻二二三の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

弘前広域都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中 3・3・2号富士見町撫牛子線を山道町撫牛子線に、3・3・3号下白銀町福村線を下白銀町福田線に、3・4・15号西猿賀金屋線を猿賀遠林線に、及び3・4・20号紺屋町堀越線を紺屋町野田線に名称を改め、ほか23路線を次のように変更する。

都市計画道路中 3・5・6号村元水沼線、3・5・10号新町仲町線、3・5・15号田舎館八反田線、3・5・16号畑中田舎館線、3・5・18号上猿賀金屋線、3・5・23号金屋中央線、3・5・34号前田山下線、及び3・5・37号清川上牡丹森線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主経過地		構造形式	車線の数	幅員	
3・3・2	山道町撫牛子線	弘前市大字山道	弘前市大字神田四丁目	弘前市大字土手町、土手町一丁目	約3,330m	地表式	4車線	27m	幹線街路3・3・1号と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差9箇所	
										約3,360m
車線数の内訳					約2,350m		4車線			
										約620m
3・3・3	下白銀町福田線	弘前市大字下白銀町	弘前市大字福田一丁目	弘前市大字和徳町	約3,810m	地表式	4車線	22m	J R奥羽本線と立体交差、幹線街路と平面交差9箇所	
										約1,980m
車線数の内訳					約1,830m		4車線			
										2車線
3・3・4	弘前駅下白銀町線	弘前市大字駅前	弘前市大字下白銀町	弘前市大字北瓦ヶ町	約1,520m	地表式	4車線	22m	幹線街路と平面交差7箇所	
										約590m
3・3・5	弘前駅土手町線	弘前市大字駅前	弘前市大字土手町	弘前市大字大町三丁目	約15,730m	地表式	4車線	22m	J R奥羽本線と立体交差、弘南鉄道弘南線と立体交差2箇所、幹線街路3・3・1号と立体交差12箇所	
										約15,730m
3・3・7	弘前黒石線	弘前市大字下湯口字青柳	田舎館村大字高樋字八幡	弘前市大字高田一丁目	約11,600m	地表式	4車線	22.75m	幹線街路と平面交差6箇所	
										約4,130m
車線数の内訳					約480m		4車線			
										2車線
構造形式の内訳					約2,270m	嵩上式	4車線	25m	J R奥羽本線、弘南鉄道弘南線と立体交差	
										約15,250m
3・3・8	紺屋町和徳町線	弘前市大字紺屋町	弘前市大字和徳町	弘前市大字東城北一丁目	約1,890m	地表式	4車線	25m	弘南鉄道弘南線と立体交差、幹線街路3・3・1号と立体交差12箇所	
										約380m
車線数の内訳					約380m		4車線			
										2車線

幹線街路

3・3・9	豊田西豊田線	藤崎町大字藤崎字豊田	藤崎町大字藤崎字西豊田	藤崎町大字西豊田	約250m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差2箇所
3・3・10	元寺町向外瀬線	弘前市大字元寺町	弘前市大字西城北二丁目	弘前市大字蔵主町	約1,710m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面交差6箇所
車線数の内訳		4車線		約1,200m					
		2車線		約510m					
3・4・4	元寺町小沢線	弘前市大字元寺町	弘前市大字大原二丁目	弘前市大字新寺町	約3,300m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差7箇所
3・4・7	弘前宮地線	弘前市大字土手町	弘前市大字宮地字川添	弘前市大字五代字前田	約6,470m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差12箇所
3・4・8	鷹匠町石渡線	弘前市大字鷹匠町	弘前市大字石渡二丁目	弘前市大字五十石町	約2,780m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所
3・4・10	清野袋撫牛子線	弘前市大字清野袋字川田	弘前市大字撫牛字二丁目	弘前市大字青山五丁目	約1,730m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差7箇所
3・4・15	猿賀遠林線	平川市猿賀下野	平川市猿賀南田	平川市猿賀遠林	約810m	地表式	2車線	16.5m	幹線街路と平面交差2箇所
3・4・16	黒石平賀線	平川市吹上平岡	平川市李平上山崎	平川市高木原富	約6,400m	地表式	2車線	16.5m	幹線街路と平面交差6箇所
3・4・20	紺屋町野田線	弘前市大字紺屋町	弘前市大字和徳町	弘前市大字亀甲町	約1,980m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差6箇所
車線数の内訳		4車線		約280m					
		2車線		約1,700m					
3・4・28	境関高田線	弘前市大字境関二丁目	弘前市大字高田四丁目	弘前市大字田園四丁目	約1,730m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差4箇所
3・4・33	弘前平賀線	弘前市大字新里字中平岡	平川市小和森中松岡	平川市苗生松下東田	約4,950m	地表式	2車線	16m	弘南鉄道と平面交差1箇所、幹線街路と平面交差4箇所
3・5・1	悉戸紺屋町線	弘前市大字下湯口字青柳	弘前市大字紺屋町	弘前市大字平岡町	約4,080m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差4箇所
3・5・3	小比内栲煙野線	弘前市大字大清水二丁目	弘前市大字清水二丁目	弘前市大字中野一丁目	約4,090m	地表式	2車線	12m	JR奥羽本線と平面交差1箇所、弘南鉄道大館線と平面交差1箇所、幹線街路と平面交差8箇所
3・5・7	藤崎停車場下袋線	藤崎町大字藤崎字西村井	藤崎町大字藤崎字館岡	藤崎町大字藤崎字中村井	約480m	地表式	2車線	14.5m	幹線街路と平面交差2箇所

3・5・14	川部和泉線	田舎館村大字川部字下川原	田舎館村大字和泉字上福岡	田舎館村大字和泉字和泉字岡本	約1,090m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差1箇所
3・5・24	柏木小和森線	平川市柏木町柳田	平川市小和森下平田	平川市本町平野	約2,010m	地表式	2車線	14.5m	幹線街路と平面交差5箇所
3・5・25	平野西中央線	平川市本町平野	平川市本町西宮	平川市本町北柳田	約1,430m	地表式	2車線	14.5m	弘南鉄道弘南線と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差3箇所
3・5・33	金坂湯ノ川原線	大鰐町大字蔵館字金坂	大鰐町大字大鰐字湯ノ川原	大鰐町大字蔵館字宮本	約700m	地表式	2車線	12m	J R奥羽本線と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差1箇所
3・5・41	賀田中央線	弘前市大字八幡字安田	弘前市大字一町田字村元	弘前市大字高屋字福田	約1,060m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差3箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の趣意

1 都市計画変更案は、次のとおり趣意を掲げる。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

弘前市都市計画課

平川市都市計画課

藤崎町建設課

大鰐町建設課

田舎館村建設課

2 閲覧期間

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十二年法律第四号）第十六条第一項の規定により、都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催する。青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 開催の日時
平成二十二年十一月二十一日 午後六時三十分から
- 二 開催の場所
むつ市中央公民館イベントホールB むつ市田名部区一〇六一
- 三 案件
むつ市田名部区域における幹線道路に関する都市計画の改定案（以下「都市計画改定案」とする。）
- 四 公衆の申出等
1 公衆から申出たことに関する意見に対し、その趣意を踏まえ、都市計画の改定案及びその理由並びに

住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

- 2 公聴会に出席して意見を述べることにより、申し出るべき意見を述べ、むつ市区域内に住所を有する者とする。
- 3 書面の提出期限
平成二十二年十一月八日までに到着のこと。
- 4 書面の提出先
青森県国土整備部都市計画課 青森市長官一丁目一〇一
むつ市建設部都市建築課 むつ市中央一丁目八の二
- 5 公衆人の選定
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。
- 五 都市計画改定案の撤回

むつ都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中 3・4・2号港町小平館線を 3・4・2号仲町小平館線に、3・4・4号横迎町大湊浜町線を 3・4・4号横迎町中央線に、3・3・1号大曲越葉沢線を 3・4・6号大曲中央線に、3・5・1号緑町女館線を 3・4・7号海老川柳町線に、3・4・5号高待二枚橋線を 3・4・9号高待二枚橋線に、3・5・3号金曲小川町線を 3・5・3号小川町代官山線に名称を改め、次のように変更する。

3・5・2号田名部駅前停車場線ほか1路線を次のように変更する。

都市計画道路中 3・3・2号下北臨港一号線及び3・3・3号下北臨港二号線を廃止する。

種別	名 称		位 置		主 な 経 過 地	区 域	構 造			備 考
	番号	路線名	起 点	終 点			構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・2	仲町小平館線	むつ市仲町	むつ市田名部字小平館	横迎町	約4,820m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差4箇所
	3・4・4	横迎町中央線	むつ市横迎町一丁目	むつ市中央二丁目	金谷一丁目	約3,170m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差7箇所
	3・4・6	大曲中央線	むつ市大曲三丁目	むつ市中央二丁目	下北町	約6,390m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差5箇所
	3・4・7	海老川柳町線	むつ市海老川町	むつ市柳町一丁目	本町	約1,870m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差4箇所
	3・4・9	高待二枚橋線	むつ市大畑町正津川高待	むつ市大畑町二枚橋	大畑町松ノ木	約6,800m	地表式	2車線	16.5m	幹線街路と平面交差2箇所

3・5・2	田名部駅停車場線	むつ市田名部町	むつ市柳町一丁目	田名部町	約310m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 1箇所
3・5・3	小川町代官山線	むつ市小川町二丁目	むつ市小川町二丁目	小川町二丁目	約470m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所
3・5・7	下北駅緑町線	むつ市下北町	むつ市緑町	緑町	約850m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本都市計画区域における土地利用を勘察し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所
青森県国土整備部都市計画課
むつ市建設部都市建築課
- 2 閲覧期間
平成二十二年十一月二十五日から同年十二月八日まで
- 3 閲覧時間
午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により七戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催する。で、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第一項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十二月十五日 午前十時から

二 開催の場所

七戸町役場七戸庁舎三階大会議室 上北郡七戸町字七戸三二の一

三 案件

七戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
- 2 公聴会に出席して意見を述べることが申し出ることができる者は、七戸町区域内に住所を有する者とする。
- 3 書面の提出期限
平成二十二年十二月八日までに到着のこと。
- 4 書面の提出先
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一
七戸町建設課 上北郡七戸町字七戸三二の一
- 5 公述人の選定
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

七戸都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中 3・3・1号北野大沢線ほか3路線を次のように変更する。
都市計画道路中 3・4・1号館野十役野寒水線、3・5・2号城内東大町線、3・5・4号袋町向町線及び3・5・6号川向栴田線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	なな経過地		延長	構造形式	車線の数		幅員
幹線街路	3・3・1	北野大沢線	十和田市大字大沢田字北野	七戸町字大沢	七戸町字栴田	約5,650m	地表式	4車線	28m		
			七戸町字太田	七戸町字太田		約350m	掘割式		28m		
	構造形式の内訳		七戸町字太田	七戸町字太田野		約350m	嵩上式		28m		
			七戸町字太田野	七戸町字影津内		約600m	嵩上式		28m		
			七戸町字太田			約4,350m	地表式		28m	幹線街路と平面交差 1箇所	
		3・5・3	上町野蒼前線	七戸町字寺裏	七戸町字七戸	字寺裏	約420m	地表式	2車線	15m	
		3・5・5	大沢倉越館野線	七戸町字大沢	七戸町字館野	字倉越	約2,770m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所
		3・5・7	栴田天神林線	七戸町字蒼前	七戸町字館野	字天神林	約530m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差 2箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧し得る。

- 1 閲覧場所
青森県県土整備部館野十役野寒水線十役野寒水線
七戸町建設課
- 2 閲覧期間
平成二十二年十一月二十五日から同年十二月八日まで
- 3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第四号）第十六条第一項の規定により青森都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二十条第二項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十二月二十日 午前十一時から

二 開催の場所

県庁西棟七階B会議室 青森市長島一丁目の一

三 案件

青森都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案
(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

3 書面の提出期限

平成二十二年十二月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

青森市都市建設部都市政策課 青森市柳川二丁目の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

青森市都市建設部都市政策課

2 閲覧期間

平成二十二年十一月二十五日から同年十二月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により浪岡都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十二月二十日 午前十時から

二 開催の場所

県庁西棟七階B会議室 青森市長島一丁目の一

三 案件

浪岡都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案
(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

3 書面の提出期限

平成二十二年十二月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島二丁目一の
 青森市都市建設部都市政策課 青森市柳川二丁目一の
 5 公述人の選定

5 都市計画変更案の概要
 書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

六 都市計画変更案の閲覧
 都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。
 1 閲覧場所
 青森県県土整備部都市計画課
 青森市都市建設部都市政策課

2 閲覧期間
 平成二十二年十一月二十五日から同年十二月八日まで

3 閲覧時間
 午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により弘前広域都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

（平川市） 平成二十二年十二月二十一日 午前十時から
 （藤崎町） 平成二十二年十二月十七日 午後二時から

（大鰐町） 平成二十二年十二月十四日 午前十時から
 （田舎館村） 平成二十二年十二月二十二日 午後二時から
 二 開催の場所

（平川市） 平賀農村環境改善センター多目的ホール
 平川市新館野木和二の
 （藤崎町） 藤崎町役場三階中会議室
 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
 （大鰐町） 大鰐町中央公民館二階研修室
 南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田五一の八

三 案件
 弘前広域都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）
 四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、平川市、藤崎町、大鰐町及び田舎館村の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限
 平成二十二年十二月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先
 青森県県土整備部都市計画課 青森市長島二丁目一の
 平川市建設部都市計画課 平川市柏木町藤山二五の六

5 公述人の選定
 藤崎町建設課 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
 大鰐町建設課 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五の三
 田舎館村建設課 南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻二二三の一

五 都市計画変更案の概要
 書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。
 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、

一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課、平川市建設部都市計画課、藤崎町建設課、大鰐町建設課、田舎館村建設課

2 閲覧期間

平成二十二年十一月二十五日から同年十二月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により黒石都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十二月十七日 午前十時から

二 開催の場所

黒石市産業会館四階大会議室 黒石市大字市ノ町五の二

三 案件

黒石都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、黒石市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十二月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一
黒石市建設部建設課 黒石市大字市ノ町一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課
黒石市建設部建設課

2 閲覧期間

平成二十二年十一月二十五日から同年十二月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により三沢都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第

二十一号)第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十二月十五日 午後一時から

二 開催の場所

三沢市役所本館四階大会議室 三沢市桜町一丁目一の三八

三 案件

三沢都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案
(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、申し出ることができる者は、三沢市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十二月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の三
三沢市建設部都市整備課 三沢市桜町一丁目一の三八

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県土整備部都市計画課
三沢市建設部都市整備課

2 閲覧期間

平成二十二年十一月二十五日から同年十二月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定によりむつ都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十二月二十一日 午後六時三十分から

二 開催の場所

むつ市来さまい館イベントホールB むつ市田名部町一 の一

三 案件

むつ都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案
(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、申し出ることができる者は、むつ市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十二月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の二
むつ市建設部都市建築課 むつ市中央一丁目八の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、
一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を
対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす
るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお
ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

むつ市建設部都市建築課

2 閲覧期間

平成二十二年十一月二十五日から同年十二月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで



都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により七戸都市計画
区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のお
り公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第
二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十二月十五日 午前十時から

二 開催の場所

七戸町役場七戸庁舎三階大会議室 上北郡七戸町字七戸三一の二
三 案件
七戸都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案
（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに
住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ
ならない。

2 公聴会に出席して意見を述べることが出来る者は、七戸町の区
域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十二月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の二

七戸町建設課 上北郡七戸町字七戸三一の二

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、
一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を
対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす
るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお
ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

七戸町建設課

2 閲覧期間

平成二十二年十一月二十五日から同年十二月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により青森都市計画区域における臨港地区に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十二月二十日 午前十一時から

二 開催の場所

青森県庁西棟七階B会議室 青森市長島一丁目の一

三 案件

青森都市計画区域における臨港地区に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見を述べようとする者は、青森市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年十二月八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一
青森市都市建設部都市政策課 青森市柳川二丁目の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

追加される土地の区域

青森市大字油川字柳川地先、沖館二丁目地先、安方二丁目地先、造道一丁目地先、大字野内字菊川地先及び大字浅虫字蛸谷地先

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課
青森市都市建設部都市政策課

2 閲覧期間

平成二十二年十一月二十五日から同年十二月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により三沢都市計画区域における岡三沢地区土地区画整理事業に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年十二月十五日 午後一時から

二 開催の場所

三沢市役所本館四階大会議室 三沢市桜町一丁目の一三八

三 案件

三沢都市計画区域における岡三沢地区土地区画整理事業に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ

- ならぬ。
- 2 公聴会に出席して意見を述べることを出るようだが、その旨は、三沢市の区域内に住所を有する者とする。
 - 3 書面の提出期限
平成二十二年十一月八日までに到着のよう。
 - 4 書面の提出先

- 5 公述人の選定
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。
 - 五 都市計画図改案の掲載
- 青森県国土整備部都市計画課 青森市長倉一丁目一〇一
三沢市建設部都市整備課 三沢市桜町一丁目一〇三ハ

三沢都市計画図三沢土地区画整理事業の変更 (青森県決定)

岡三沢地区土地区画整理事業

名 称	岡三沢地区土地区画整理事業				備 考	
	約125ha					
面 積	種 別	名 称	幅 員	延 長		
	公 共 施 設 の 配 置	道 路	幹 線 街 路	3・3・1 大町木崎野線		22m
"			3・4・2 岡三沢下田線	16m	1,279m	
"			3・5・5 木崎野線	12m	391m	
"			3・5・7 栄町線	12m	485m	
"			3・5・7 栄町線	9m	550m	
"			3・5・11 大町岡三沢線	12m	2,241m	
上記の都市計画道路のほか、幅員16m、12mの幹線街路。幅員12m、8m、6mの区画街路並びに幅員8m、6m、4mの歩行者専用道路を住宅地に適するように配置する。						
施行区域面積の3%以上にあたる約37,492㎡の公園用地を確保し、街区公園6ヶ所、近隣公園1ヶ所を配置し、それぞれの目的に沿って整備する。						
宅 地 の 整 備	公園及び緑地	1 教育施設配置する。小学校1校を配置する。排水系統を策定し、道路側溝及び管きよを設け、都市計画道路3・5・1本町・浜三沢線を複数地点で横断させ、三沢川に排水を放流する。				
	その他の公共施設	2 排水施設				
現在の地形を尊重、重視するとともに、指定された用途地域に相応した快適な生活を営み得るように、1街区を平均6,000㎡を基準とし、宅地を整備する。						

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由
近年の人口減少による住宅地需要の減少や社会資本整備費の縮小及び住民意向等を総合的に検討した結果、本地区については、地区全体を同時に整備する土地区画整理事業ではなく、緊急性の高い都市施設を用地買収方式により順次整備を行う方針へ転換したことから、岡三沢土地区画整理事業の施工面積を192.5haから125haへ変更するものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

三沢市建設部都市整備課

2 閲覧期間

平成二十二年十一月二十五日から同年十二月八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭